

令和元年度第5回伊予市行政評価委員会 会議録

日 時：令和元年9月18日（水）18時30分～20時40分

場 所：伊予市庁4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員長、西田和眞副委員長、倉澤生雄委員、小倉揮代委員、篠崎加代委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（空岡・岡井・向井）

傍聴者：1人

1 開会

会議の成立及び傍聴者が1人であることを確認した。

2 議事

（1）第4回会議録の確認

第4回委員会では、長寿介護課所管の「介護保険認定事務」を含む6つの事業を審議した。

会議録については、各委員において発言内容等に誤りがないか確認を行った後、伊予市ホームページへ記載する。

（2）行政評価（外部評価）

評価対象事務事業シートに基づき担当課から概要説明を行う。その後、担当部長から事業の総括を行う。

No. 16 戸別所得補償制度推進事業（農業振興課）…………… 2

No. 17 中山農産加工場管理運営事業（農業振興課）…………… 7

No. 18 県営ため池等整備事業（農林水産課）…………… 10

No. 19 林業成長産業化総合対策交付金事業（農林水産課）…………… 12

No. 20 車両基地・貨物駅周辺整備対策事業（都市住宅課）…………… 16

No. 21 公園管理事業（都市住宅課）…………… 19

※No. 18については、負担金を義務的経費として支出する裁量のない「評価対象外事務事業」につき、事業概要の説明のみとする。

（3）次回の委員会日程

第6回委員会は10月2日（水）18時30分～

第7回委員会は10月16日（水）18時30分～

（4）その他

3 閉会

No. 16 戸別所得補償制度推進事業（農業振興課）

総合計画：産業振興都市の創造－魅力ある農業の振興

魅力ある農業の振興のための戸別所得補償対策

対 象：経営所得安定対策加入者

目 的：販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を補填する経営所得安定対策の円滑な推進に努め、農業経営の安定と国内生産力の確保を図る。

内 容：対象作物ごとの農業者別の生産数量の設定、申請書類の配布・回収・対象作物の作付面積の確認等、農業者情報のシステム入力、制度の普及推進活動等伊予市農業再生会議が行う活動への補助事業

予算・決算：当初4,863千円、決算2,781千円

人 件 費：0.25人工

（農業振興課）

この事業は、総合計画において、産業振興都市の創造、魅力ある農業の振興に位置づけられ、魅力ある農業の振興のための戸別所得補償という役割を担っている。

事業対象は、伊予市農業再生協議会であり、販売価格が生産費を大幅に下回っている作物を対象にその差額を補填する経営所得安定化対策の円滑な推進に努め、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることを事業の目的としている。

事業内容は、経営所得安定の推進及び補助金の交付、農地の調整、荒廃農地・遊休農地の再生利用、担い手の確保・育成等を行っており、直接事業費は、当初4,863千円に対し、決算2,781千円である。決算額の内訳としては、伊予市農業再生協議会への経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金2,781千円である。事業を行うに当たって、0.25人工の人件費となっている。

成果指標は、営農計画書の当該年度と前年度の提出者の推移を掲げている。前年度から当該年度において、31件の減少となっているが、これは、度重なる制度の変更と、米の作付けに関して支給されていた、直接支払交付金の廃止等によるものと考えられる。これらを踏まえ、自己判定について、妥当性・有効性・効率性をA判定としており、また、所属長の判定も全てA判定であり、事業の方向性は継続としている。

（委員）

普段、私の立場では見聞きしない用語が多く、理解しにくい状況である。先程の説明により、国策として進めている事業であり、農業の振興には有効だと理解できた。

（委員）

事業の実施主体は農業再生協議会であるとの説明があったが、この組織の構成と主な事業内容はどのようなものか。

(農業振興課)

構成は、市農業振興課、農業委員会事務局、えひめ中央農業協同組合、伊予市広報区長会農林部会、伊予市認定農業者協議会、伊予市担い手育成総合支援協議会、農業共済組合、各団体選出の合計11名の構成員から組織されている。

(委員)

事業対象者は、最終的には経営所得安定対策加入者となるかもしれないが、この事業そのものは協議会への補助金である。この評価シートの記載では、直接対象者へ助成しているように読めるため、事業概要が分かりにくい印象だ。評価シートの記述を工夫してもらいたい。

また、本日パンフレットが提出されたが、このパンフレットをどのように活用するかは、協議会で議論することであって、ここでは、協議会に対する補助金支出が適切な執行であったかを議論することが本旨であろう。その意味では、適切であったかということを示す資料がなく、協議会任せのような資料であるため、評価が難しいという印象だ。もう少し具体的な資料が欲しかった。所属長の課題認識でも国費を以て実施とあるが、推測はできるものの、もう少し分かりやすく記述していただきたい。

(農業振興課)

委員発言のとおり、記載内容が不足しており、分かりにくい評価シートであった。再生協議会については、経営安定対策の推進を担う組織であり、担い手の育成・確保、米政策関連事業、現地確認や地域での説明会等を実施している。経費として、現地確認や説明会等に係る報償費や農家から提出された計画書の印刷費等の事務費を支出している。これらの活動の結果が、平成30年度実績では161戸の農家へ産地交付金約33,000千円が国から直接支払われることに繋がると理解していただきたい。

(委員)

決算2,781千円は、活動指標である営農計画提出者1,998人にどう繋がるのか。

(農業振興課)

先程、説明したとおり、直接農家へ支出する補助金ではなく、事業推進を行う組織への補助金である。中身は事務的経費が主となる。

(委員)

では、先程説明があった産地交付金約33,000千円というのは、国から直接農家へ支払われるということか。

(農業振興課)

お見込みのとおり。

(委員)

私も以前は提出していたが、現在は提出していない。以前参加した地元説明会で、貰えるものはいくらでも貰わないといけないという雰囲気があった。これは本来の制度趣旨とはかけ離れているのではないかと思ひ、制度を利用せず、自分のできる範囲で農作をしている。私が心配するのは、国は集約化を図ろうとしているが、依然として受け継いだ農地を守ろうという方が多く、集約化が図れず、非常に兼業農家が多い。しかも小規模で高齢化が進んでいるため、生産性という意味で効率が悪い。荒廃地も多くなってきていると思う。しかし、補助金によって農地の保全、生活環境の安定が図られているという意味では、評価できると思う。

(委員)

評価シートを含め事前資料で理解できなかった部分は、先程の質疑で概ね理解できた。

国から農家へ給付される交付金について説明があったが、畑作物の直接支払交付金の件数はどのくらいか。

(農業振興課)

産地交付金と同じ件数である。

(委員)

先程、説明された161件か。

(農業振興課)

お見込みのとおり。

(委員)

営農計画提出者数1,998件のうち161件ということは、比率は高いと思う。

(農業振興課)

直接支払交付金については、まず認定農業者か集団営農組織であるかということが要件となる。その中で161件交付されている。その他、一般の農業者で、作るだけでなく出荷まで行う方が対象となる交付金の設定もある。2アール以上作付し、販売まで行う必要があるが、146件の交付実績がある。

(委員)

161件のうち146件がその対象という見方でいいのか。

(農業振興課)

お見込みのとおり。

(委員)

農業をしていたら、もれなく貰えるものではなく、一定の方向性を持って、高度な農業経営を目指している方が対象となるという理解で良いのであれば、成果指標

としては計画数ではなく、働きかけ先等、別の設定でもいいのではないか。

(農業振興課)

本事業の推進については、大規模農家、担い手の育成が基本前提となる。少なくとも経営規模を拡大していく認定農業者の育成は本協議会の仕事の一つである。

(委員)

だとすると、協議会の事業費をもっと削減できるのではないかという印象を持ってしまう。全体を対象とすると、逆に働きかけるべき担い手を育成している農家というのは少なくなるだろう。対象を絞れば経費を削減できるのではないか。

(農業振興課)

経営所得安定対策については、米の自給バランス、そして食料自給率の低い作物に対する交付金をもって、自給率を高めていくというものがある。例えば、農業共済組合の共済補償制度の申込書と営農計画書は兼ねており、一つの用紙で補助金申請、農業共済保険加入等ができるように効率化を図っている。

(委員)

事業費に無駄がないというのは理解できるが、そうすると、成果指標とこの事業の狙いが合致していないように思う。適当な指標を提案できないが、評価シートを見直していただいたほうがいいかと思う。

(委員)

評価シートを拝見し、分かりにくい事業であるという感想を持った。決算額の2,781千円が事業対象である経営所得安定対策加入者へ直接関係があるのかと思ったが、そうではなく、協議会の経費だという説明であった。この評価シートからはそこまで理解ができなかった。この事業の役割に、魅力ある農業の振興のための事業であると記載しているが、あくまで所得保障であり記述に違和感がある。例えば、ブランド米のように、伊予市の米の魅力を向上させるという取組も頑張ってもらいたい。

(委員長)

聞けば聞くほど分からなくなるが、資料の平成31年度産米の地域農業再生協議会別生産の目安では、伊予市は、作付面積645haのうち609haが平成30年度実績である。この実績に36haを加えたものを目安にすることについて、どう理解しているのか。

(農業振興課)

この作付面積は、生産の目安として示された面積である。例えば、伊予市では、645ha範囲内であれば、需給のとれた生産ができるというものである。

(委員長)

理解できた。そのあたりの記述がどこかにあれば、より良く理解できたと思う

が、この資料は、伊予市が作成したものではないから仕方ないと思う。

(産業経済部長)

事務事業名が非常に分かりにくいものであり、どちらかと言えば推進事務費に近いと考えている。農家個別の補助金ではないという部分を、もう少し分かりやすい表現をするなど、成果指標の設定も含め、修正を行いたいと考えている。

事業の概要のほか、再生協議会についても説明不足な内容となっている。それらも踏まえ、市民が見ても分かりやすい評価シートになるよう対応をしたい。

No. 17 中山農産加工場管理運営事業（農業振興課）

総合計画：産業振興都市の創造－魅力ある農業の振興

地域の中で経済循環させ、地域外からの労働・通貨の吸収を行う。

対 象：地元農業者を組合員とする加工組合等

目 的：指定管理者の管理の下、地域資源を活用した特産品の開発と農畜産物処理加工事業の推進を図り、地域振興に寄与することを目的とする。

内 容：加工場の運営及び維持管理業務、加工場の利用許可業務、地域資源を活用した特産品の開発

予算・決算：当初867千円、決算667千円

人 件 費：0.20人工

（農業振興課）

この事業は、総合計画において、産業振興都市の創造、魅力ある農業の振興に位置づけられ、地域経済の循環と地域外からの集客という役割を担っている。

対象は、地元農業者を組合員とする加工組合等であり、指定管理施設を活用した特産品等の開発により地域振興に寄与すること等を事業目的としている。

事業内容は、施設の適切な管理、運営並びに活動支援事業等である。直接事業費は、予算867千円に対し決算667千円である。決算の内訳は、4加工場の指定管理料317千円、中山加工場の土地借り上げ料350千円である。事業を行うに当たって0.2人工の人件費を計上している。

成果指標は、各事業目的を達成するため、施設利用回数の当該年度と昨年度の実績の比率を掲げている。自己判定は、妥当性をB判定とし、有効性と効率性はC判定としている。これは、利用者や事業内容の固定化の改善が図れていないためである。所属長においては、事業の方向性を継続としているが、指定管理期間等を勘案しての結論であり、公の施設とはいえ、永続的に市が設置すべき公共施設としての必要性は乏しいと、二次評価では判断している。

（委員）

利用者が固定化しているということだが、どのような商品を生産され、また、どこで販売されているのか。

（農業振興課）

主に惣菜、菓子等を作っている。出荷先は、中山特産品センター、クラフトの里、ファミリーマートであり、学校給食へも一部納品している。また、栗まつり等のイベントに出店する場合もある。

（委員）

伊予地域にはあまり出荷していないのか。

(農業振興課)

一部出荷しているかもしれないが、調査時点では確認ができていない。

(委員)

地元の農産物を使い、活性化を図るという意味では意義があるという説明であったと思うが、農産加工組合それぞれが指定管理者になっている状況で、管理運営費用を税金で賄う必要があるのかという問題意識が低評価に繋がっていると思う。これを解消するには、5年契約があつて現時点では難しいという状況は理解できるが、指定管理料を払うこと自体がおかしいと思うので、解消の方向で進むしかないという結論だと思う。各農産加工組合が自主努力を当然されるべきだと思う。

評価シートの成果指標の設定について、この指標によると、事業効果が上がっているということで、判定がBやCにならないと思う。成果指標が事業の実態を表現できるものに変更することを検討してはどうか。

(委員)

旧中山町時代の施設である。地域それぞれに同じ施設を設置するという昔の行政だと感じる。現在、新規の農家が多く参入し、地域の活性化に繋がっているというのであれば、補助の必要性もあるだろう。しかし、利用者の固定化や活用の範囲等の状況を聞くと、今後果たして、この施設を市が維持するべきかという部分は疑問である。農業者が自立していく方向性で、市はその自立を後押しするべきである。現状は、どうも運営補助になっていて、発展的な考えが見えてこない。施設を維持するのであれば、どれだけの付加価値が生まれているかという観点も必要だろう。

(委員)

恐らく補助金を活用した施設だと思うが、施設を廃止するには補助金の返還をする必要があるのではないか。

(農業振興課)

施設によって異なるが、永木と佐礼谷の施設は平成30年度をもって補助金適正化法の制限が取れた。また、中山と野中については、令和7年度まで適用される。

(委員)

制限が取れた施設は問題ないとし、残りの施設は、今後の維持管理費と補助金返還額を比較し、縮小、廃止のスケジュールを明確にしてもいいと思う。

(委員)

本事業の役割に、経済を循環させ、地域外からの労働・通貨の吸収と記載されているが、説明にあったとおり、販売所もほとんどが旧中山町内であり、狭い地域の中でお金を回しているという感じがする。もちろん、地域コミュニティの活性化という点では大事な部分だと思うが、逆に地域が依存していて縮小が難しいというジ

レンマがあるのではないか。存続が難しいということは多くの方が気づいていると思うので、縮小・廃止が自然の流れだろう。

(委員長)

維持、継続するためのマンパワーに欠けるという事態に直面していると感じる。従って、廃止に向けてリスケジュールをかけることが必要だろう。このことは避けて通れないのではないか。人が動かなければ、ワンパターンになる。加工品のラインナップを聞いても、よくあるものだけということにしかない。

4箇所のうち、2箇所は既に制限がないのであれば、例えば、4箇所を2箇所に集約するなど、廃止に向けて考えていくべきだろう。どうしても、この施設が不可欠であるというのであれば、利用者の負担が必要だということを徐々に啓発していかなければならないのではないかと思う。

(産業経済部長)

実は、平成28年度、平成30年度と外部評価を受け、同様の意見をいただいているところである。それを受け、今後、管理組合にて管理運営を行っていただくことと施設の無償譲渡をセットで方向性を打ち出したところである。施設の備品も市の所有であり、これまでは市で修繕を行っていたが、現在は協議を行い、管理組合で修繕を行うようにしている。

旧中山町時代に、国の補助事業で多くの施設を建設しているが、高速道路の開通に伴う交通量の減少から、各施設、集客が難しい状況に陥っている。そのような状況もあり、指定管理契約期間等の節目を契機とし、協議を進めてまいりたいと考えている。

No. 18 県営ため池等整備事業（農林水産課）については、負担金を義務的経費として支出する裁量の無い「評価対象外事務事業」につき、事業概要の説明のみとする。

No. 18 県営ため池等整備事業（農林水産課）

総合計画：快適空間都市の創造－安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり
農業の振興

対 象：受益面積10ha以上（中山間地域は、5ha以上）の農用地の災害防止等
必要なため池

目 的：県営ため池整備事業の対象となる老朽ため池等について、県営事業
でため池工事を実施し、農業用水の安定的な確保と災害の未然防止
に努める。

内 容：県営ため池等整備事業に伴う県営事業費負担金及び愛媛県土地改良
事業団体連合会、伊予市伊予郡土地改良協議会へ負担金を支出

予算・決算：当初19,589千円、決算19,073千円

人 件 費：0.33人工

（農林水産課）

この事業は、総合計画において、産業振興都市の創造に位置し、魅力ある農業の振興の役割を担っている。

対象は、流域面積が10ヘクタール以上、中山間地域においては5ヘクタール以上の農業用地の災害防止等が必要なため池で、対象となる老朽ため池について県営にて工事を実施し、農業用水の安定的な確保と災害の未然防止を目的としている。

具体的には、県営事業に対する県への負担金及び愛媛県土地改良事業団体連合会、伊予市伊予郡土地改良協議会への負担金の支出を行っている。なお、平成30年度においては、別添位置図に記載している4カ所のため池が対象で、決算19,073千円である。

（委員）

本事業は、県営土地改良事業の一つと考えていいのか。

（農林水産課）

お見込みのとおり。

（委員）

では、ため池だけでなく、圃場整備や農用地造成など5つの事業があると理解するのだが、だとすると、ため池整備事業だけを事業名にするのはいかがか。

（農林水産課）

伊予市においては、該当の事業がため池及び地すべり対策事業のみであるため、

このような名称を便宜上使用している。

(産業建設部長)

伊予市には160を超えるため池があり、10万トンを超える大きなため池も複数抱えている。市では、ため池ハザードマップを作成し、浸水被害に関し、注意喚起を行っているが、大きな被害がでないよう管理に努めてまいりたい。事業名称に関しては、実施する事業毎に事業名を割り振るため、実施していない事業名称は用いていないことをご理解賜りたい。

No. 19 林業成長産業化総合対策交付金事業（農林水産課）

総合計画：産業振興都市の創造－持続的な林業・水産業の振興

効率的な林業専用道の計画を行い、計画的に開設事業を実施する。

対 象：森林所有者、林業関係者

目 的：豊富な森林資源がありながら、周辺作業道が狭く、森林整備が進まない地区において、林業専用道を開設することにより、効率的な林業経営と適切な森林整備を図る。

内 容：林道永木高見線を起点とした、延長1.4kmの林業専用道の新規開設事業

予算・決算：当初30,000千円、補正40,000千円、決算9,000千円、繰越61,000千円

人 件 費：0.21人工

（農林水産課）

この事業は、総合計画において、産業振興都市の創造に位置し、持続的な林業・水産業の振興に係る効率的な林業専用道の計画並びに開設事業を行うことにより、林業振興の役割を担っている。

事業内容は、既設の林道永木高見線を起点とする延長1.4キロの林道黒岩岳線の開設事業であり、豊富な森林資源がありながら作業道が狭く、森林整備が進まない地域において、専用道を開設することにより、効率的な森林経営と適切な森林整備を図ることを目的としている。具体的には、作業機械が入れない森林に作業道を開設することにより、森林整備を可能にすることである。

直接事業費は、当初及び補正予算の合計70,000千円に対し、決算9,000千円である。測量設計費のみの支出で、残りは繰越となった。決算の内訳は、設計委託料のみである。なお、事業を行うに当たって、0.21人工の人件費がかかっている。

成果指標は、計画延長を100%とし、実施累計延長の開設率を掲げている。早期の完了を目指して事業推進を図りたい。自己判定は、全てA判定としているが、平成30年7月の豪雨災害復旧を優先したことにより、事業進捗に遅れが生じ、繰越事業となったため、現在、受注者と協議を重ね、鋭意進捗に努めている。所属長の判定も全てA判定であり、事業の方向性を事業計画としております。これは100%の国庫補助により、森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営体に集積、集約させるとともに、関係者の連携による生産、加工、流通コストの一体的な削減を図るための事業であることから、有用性が高いと判断している。

（委員）

豪雨災害の影響は大きいと思うが、現在、目標に向かって鋭意進捗を図っているということで、大変だろうが、頑張ってください。

(委員)

豪雨災害の影響で、事業が遅延したということだが、現在の進捗状況はどうか。

(農林水産課)

8月末に入札を実施し、受注者が決定した。林道を開設する上で2千本程度の支障になる木があることが分かっているが、現在、山の所有者及び受注者と協議を進めているところである。標準後期でいうと、5箇月程度と見ているが、冬は積雪もあるので、なるべく早く着工できるよう準備を進めたい。

(委員)

参考資料の要項の中身がぼんやりとしていて、分かりにくかった。本事業はこの要項のどこに該当するのか。

(農林水産課)

実施要綱の第2の3(1)直接補助、この中の3路網整備に該当する。

(委員)

直接補助ということは、県が直接負担するということでいいか。

(農林水産課)

お見込みのとおり。

(委員)

この事業の役割が、広域的な林業専用道の計画を行い、計画的に開設事業を実施するということであるが、今後の整備計画はあるのか。

(農林水産課)

現在のところ、事業の計画はないが、本事業の完了後、森林組合等の意見を聞きながら進めていきたい。

(委員)

この要項は平成32年度までとなっており、計画は立てづらいかもしれないが、整備する必要があるところは、ここだけではないだろうから、計画は計画で検討していただきたい。

(委員)

経費としては、県の支出金ということで市の負担がないものであるが、事業内容に関し、評価シートを見ても林道が出来たのかというくらいしか分からないと思う。林道が出来たことによって、林業が盛んになったとか、災害の防止に寄与したとか、そういった部分がなければ、事業そのものが浮き上がってこないと思う。私も林道を車で走ることがあるが、土砂崩れが多いと感じる。所有者にしてみれば、リスク資産となっているところも多いのではないか。森林の保全、災害防止等という観点で、しっかりと実施していただければと思う。

(委員)

他事業であれば、受益者負担金が必要なものもある。そういう意味では、市の財政に貢献しているとも見ることのできる事業だと思う。林道の役割としては、孤立集落の解消もある。自然災害が多い昨今、孤立を回避できるような整備計画を検討していただきたいと思う。

(委員)

林道整備の選定はどのようにしているのか。

(農林水産課)

まず県から打診があり、県と森林組合等で意見を集約し、整備箇所の選定を行っている。

(委員)

この山林で産出する木の種類は何か。

(農林水産課)

杉や檜である。

(委員)

林道の整備に関して、所有者の負担はどのようになっているのか。

(農林水産課)

本事業においては、所有者の負担はない。先程説明したとおり、100%の国庫補助事業であり、市の負担はもちろん、個人の負担もない。このような事業はなかなかない。今後は、負担が必要な事業になってくることから、精査しながら整備を検討していきたいと考えている。

(委員長)

延長はあるが、幅員はどうか。

(農林水産課)

幅員、路肩を含め、3.5mで、舗装はしない。想定としては、10トン車までは通行できるものである。

(委員長)

整備後のメンテナンスが大変だ。そこは、森林組合がフォローするようになるのか。

(農林水産課)

協力を得ながらということだ。

(産業経済部長)

平成30年度から国が進めている林業成長産業化総合対策では、12,200,000千円もの予算が計上された。森林環境税の導入に先立って、林業へ投資しようとする施策ではないかと感じている。本市においても、100%補助であるなら、いくらでも整備

したいというところが実状だが、このようなことは続かないだろうと考えている。
今後は、補助率等も勘案しながら、適切に事業を進めてまいりたいと考えている。

No. 20 車両基地・貨物駅周辺整備対策事業（都市住宅課）

総合計画：快適空間都市の創造－住みやすい都市空間づくり

新しく駅が出来ることにより、周辺の交通量が多くなるため、安全な交通体系づくりを目指す。

対 象：J R 車両基地・貨物駅整備周辺住民

目 的：J R 車両基地・貨物駅等整備による周辺地区への環境変化を軽減するため、道路等の整備を行う。

内 容：J R 車両基地・貨物駅周辺の道路等の整備

予算・決算：当初86,856千円、補正16,500千円、継続費その他6,000千円、
決算10,534千円、繰越98,166

人 件 費：0.10人工

（都市住宅課）

この事業は、総合計画において、快適空間都市の創造、住みやすい都市空間づくりに位置し、事業対象は、J R 車両基地・貨物駅整備周辺住民であり、J R 車両基地、貨物駅等整備による周辺地区への環境変化を軽減するため、道路等の整備を行うことを目的としている。

具体的には、J R 車両基地、貨物駅、新駅、周辺道路等の整備にかかわる関係機関及び地元調整を行い、今年度末の供用を目指す。

直接事業費は、当初86,856千円、補正16,500千円、継続費その他6,000千円に対して決算が10,534千円、翌年度繰越額が98,166千円である。決算の内訳は、主なものとして工事請負費4,212千円、駐輪場施設用地の土地取得費5,221千円、負担金958千円である。なお、事業を行うに当たっては0.1人工の人件費がかかっている。

成果指標は、実施設計に基づき工程管理を行い、目標年次の完了を目指すため、当該年度までに事業費における全体事業費の割合を指標としている。結果は、平成30年の目標指数68のところを実績で31としている。平成30年7月豪雨の影響で大幅に目標を達成できていないが、完成に向け、現在急ピッチで事業を進めているところである。自己判定は、目標の妥当性、有効性、効率性が顕著であり、全てA判定としている。所属長の判定も全てA判定で、事業の方向性は事業継続としている。

（委員）

新しい駅の名称は南伊予駅で決定しているのか。また、車両の発着はどのような予定か。

（都市住宅課）

駅名は決定している。来年3月にダイヤ改正が行われる予定で、特急は停車しないが、普通列車は停車する。通勤通学の時間帯に配慮したダイヤ改正になると聞いて

ている。

(委員)

通勤通学に利用できるのであれば、駐輪場に屋根を付けるなどの配慮があればいいと思う。

(委員)

南伊予駅周辺の住民の利便性の向上とあわせ、人口増加への取組といった、地域の活性化に繋げられるような事業の展開を考えているのか。

(都市住宅課)

都市計画上、調整区域に分類される場所であり、開発には制約がある。そのため、既存宅地の活用しかできないが、貨物基地を活用したイベントの開催等、交流人口増加に資する事業の実施をJR四国へ要望しているところである。

(委員)

先程、説明があったかと思うが、駐輪場へ、構造物を設置する予定があるのか。

(都市住宅課)

駐輪場へは屋根を設置し、夜間利用のための電灯設置も予定している。約70台が駐輪できる計画だ。

(委員)

駐輪場が整備されないと路上駐輪等の問題もあるだろう。利用者にとって使いやすい駐輪場の整備をお願いしたい。

また、駅の利用は、近隣住民に限られてくると思うが、JR四国の路線維持という観点からも、利用率の向上という施策も同時に検討すべきだろう。

(委員)

豪雨災害等の影響もあり、事業推進は大変だと感じている。年度末の完成を目指し、着々と進めていただきたい。

(委員)

駅近隣の住民は喜んでいるのではないか。駅の設置場所は、松前町との境界のようだが、どのような状況か。

(都市住宅課)

車両基地の構造物の設置は、伊予市の土地であるが、全体でいうと、両自治体をまたぐ施設となる。

(委員)

では、両自治体で協議や協力を行いながら設置しているという理解でいいか。

(都市住宅課)

車両基地設置の事業主体は、JR四国と愛媛県である。伊予市が事業主体となって進めているのは、周辺、駐輪場の整備事業であり、県や国の補助を受け進めてい

るという状況だ。

(委員)

せっかく新しい駅が設置されるのであれば、立地が田園の中という状況ではあるが、利用者呼び込むような取組を実施していただきたい。

(都市住宅課)

列車の転車台が設置されるなど、比較的珍しい駅である。愛好家の来訪があるのではないかと関係者から聞いている状況だ。コミュニティバス駅の設置に関しても担当部署と協議をしているところであり、高齢者の利用にも繋げられるように取り組んでまいりたい。

(委員長)

土地取得費5,221千円ということだが、面積はどのくらいか。

(都市住宅課)

駐輪場の取得費となる。面積は295㎡である。

(委員長)

相場からすると適切なのか。

(都市住宅課)

鑑定評価を実施し、適切に執行している。

(委員長)

利用予定人数はどのくらいを想定しているのか。

(都市住宅課)

J R 四国の試算によると、150人／日ということだ。

(産業建設部長)

ご案内のとおり、J R 松山駅の周辺整備事業に伴う貨物基地の移転事業である。えひめ国体ホッケー競技の会場となった松前町のグラウンドも近く、その利用者も見込めると考えている。コミュニティバスの運行も計画しており、利用、活用に主眼を置いて、進めてまいりたいと考えている。

No. 21 公園管理事業（都市住宅課）

総合計画：快適空間都市の創造－住みやすい都市空間づくり
住みやすい都市空間づくりに勤める。

対 象：都市公園及びその他公園の施設利用者

目 的：誰もが快適に住みやすい環境づくりを目指して、施設の整備及び維持管理を行う。

内 容：都市公園及びその他公園の維持管理運営

予算・決算：当初38,068千円、継続費その他11,363千円、決算46,999千円

人 件 費：0.70人工

（都市住宅課）

この事業は、総合計画において、快適空間都市の創造の住みやすい都市空間づくりに位置し、事業対象は、都市公園及びその他公園の施設利用者であり、誰もが快適に住みやすい環境づくりを目指して、施設の整備、維持管理を行うことを目的としている。

具体的には、都市公園及びその他公園の計画的な更新や改修等による、多様でゆとりのある環境づくりの推進である。直接事業費は、当初38,068千円、継続費その他11,363千円に対し、決算は46,999千円である。決算額の内訳は、公園管理に伴う作業員の臨時職員賃金1,945千円、五色浜プール監視等業務2,941千円、谷上山公園清掃等管理業務1,868千円、谷上山公園公衆便所改築工事19,333千円、五色浜プール等改修工事8,790千円が主なものである。なお、事業を行うに当たって、0.7人工の人件費がかかっている。

成果指標は、快適に利用できる施設環境づくりを目指すためにも、施設の利用者増が事業の評価と考え、これを達成するために今年度の利用人数における過去2年間の平均人数の割合を指標として掲げている。自己判定は、目的の妥当性、有効性、効率性が顕著であり、A判定としている。事業成果・工夫した点では、五色浜公園内の松を一部撤去することができ、一般車両や緊急車両等の通行が円滑になり、利便性が向上した。また、事業の苦勞した点・課題として、施設の老朽化が見られることから、長寿命化計画に基づき、順次更新する必要があることが挙げられる。一次判定では、事業の方向性を事業継続としている。二次判定では、安心して遊べる遊具の点検は確実にを行い、事故を未然に防ぐことを課題とし、事業継続と判定している。

（委員）

この事業には、しおさい公園は含まれないのか。

（都市住宅課）

しおさい公園は、別の事業として予算化しているため、今回の評価対象事業の中には含まれていない。

(委員)

理解できた。市民の憩いの場として公園利用ができるよう、適切な管理運営をお願いしたい。

(委員)

平成29年度決算と比較すると、平成30年度の修繕費・工事請負費が大きく増加しているが、委託料の詳細と合わせて説明いただきたい。

(都市住宅課)

修繕・工事請負費の主なものとして、谷上山公園のトイレ改修19,333千円、五色浜プールの改修が約8,790千円である。委託料に関しては、五色浜プールの監視、運営委託が主である。その他、各公園の維持管理を地元委託しており、1箇所につき150千円程度を計上している。

(委員)

今の説明を、評価シートに記載すると分かりやすいと思う。また、様々な公園の管理が一つの事業に含まれているため、実態が分かりにくく感じてしまうが、公園での事故も問題となることがあるので、経費はかかるが、今後もしっかりと整備していただきたい。

(委員)

本事業の対象となる公園には児童公園も含まれている。子どもの利用が見込まれることから、遊具の点検には細心の注意を払っていただきたい。地元管理ということであるが、適切に情報収集を行い、対応をお願いしたい。最近では失われつつもあるが、公園にはコミュニティ育成に寄与する機能がある。その意味でもしっかりと管理をお願いしたい。

(都市住宅課)

地元では主に清掃管理をお願いしている。遊具点検については、年に1回、専門事業者へ委託しており、状況に応じて遊具の取替え等の対応を実施している。

(委員)

この中で、有料施設は五色浜プールだけか。

(都市住宅課)

本事業の中だと、五色浜プールと五色浜グラウンドの2箇所である。

(委員)

活動指標の利用者数が有料施設の利用者数である。有料ではない公園管理も事業として実施していることを鑑みると、指標を再検討してもいいかと感じた。

(都市住宅課)

小さな公園は、管理人が常駐していないため、利用人数の把握は難しいところだ。そのため、指標設定にも苦慮しているのが現状である。本事業ではないが、しおさい公園は、利用者アンケートを実施し、改善要望等、管理運営に反映させている。

(委員)

臨時職員賃金とあるが、臨時職員はどのような業務を行っているのか。

(都市住宅課)

公園の清掃作業を実施する臨時職員を1人雇用している。公園を管理する地元が集めたごみの回収や谷上山公園のトイレ清掃など終日作業をしている。

(委員)

維持管理は地元へ委託していると説明があったが、どのように決定しているのか。

(都市住宅課)

公園が設置されている地元区長と市で委託契約を締結している。定期的な清掃を実施するという内容である。

(委員)

その場合、清掃する人選はどのようにしているのか。

(都市住宅課)

地元で人選し、作業していただいている。

(委員)

五色浜公園では野良猫が多い。対応はどのようになるのか。

(都市住宅課)

環境保全課で、衛生の観点からの対応となるが、看板設置等、周知対応となる。現実には、餌やりをする人もおり、難しい対応である。

(委員長)

松の木の処分には時間を要したのか。

(都市住宅課)

五色浜グラウンドの外周に市道があるが、市道に昔から松の木が3本ほど生えていた。通行の妨げになっていて、特に緊急車両の通行に支障をきたしていた。五色浜の景観上、重要な位置づけであったが、神社の管理者と協議をし、撤去の了承を得、市で処分し、通行の安全を確保した次第だ。

(委員長)

植えたものではなく、生えていたのか。

(都市住宅課)

かなり昔からあったものだ。五色浜の松並木として保全しなければという考えが

強く、なかなか取り掛かれない案件であったが、今回、安全には代えられないとのことで、対応を図ったものだ。

(委員)

追加でお聞きしたい。財源内訳で地方債が計上されているが。

(都市住宅課)

谷上山公園トイレ、五色浜プール改修を長寿命化計画に係る交付金を充当しているが、補助残を地方債対応としている。

(産業建設部長)

市内には老朽化が進んだ施設が多くある。長寿命化計画等、国等の補助を活用しながら、公共施設管理計画に沿って適切な管理を行ってまいりたい。